

7

加賀市健康福祉審議会・高齢者分科会

本市においては、高齢者、子ども、障がい者を含めた地域の健康と福祉に関する施策を審議する「加賀市健康福祉審議会」を設置しています。

特に高齢者に関する施策に関しては、審議会の下に「高齢者分科会」を設置し審議を行います。（加賀市健康福祉審議会条例第7条）

i 委員構成

学識経験者、公益代表、関係団体代表、被保険者代表（第1号、第2号）の20名以内で構成します。

ii 審議事項

・介護保険事業計画の策定に関すること

介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定は、市長からの諮問を受け、高齢者分科会において原案の策定を行い、答申します。

・介護保険事業・高齢者保健福祉事業の実施状況の評価に関すること

介護保険事業と高齢者保健福祉事業の見直しと検証のため、実施状況を確認・評価します。

・地域包括支援センターの運営に関すること

高齢者分科会は、地域包括支援センター運営協議会として位置づけられており、地域包括支援センターの職員配置や円滑運営のための協議を行います。（介護保険法施行規則第140条の66）

・地域密着型サービス事業者の指定等に関すること

本市が行う地域密着型サービス事業者の指定等については、高齢者分科会の審議を経て行います。（介護保険法第78条の2第7項）

・地域介護・福祉空間整備等計画、地域医療介護総合確保計画に関すること

本市の介護・福祉基盤の整備計画を策定する場合、高齢者分科会で協議を行います。計画が国県に認められれば介護・福祉基盤整備のための交付金を受けることができます。